

宮崎県文化財保存活用大綱 〈概要版〉

大綱策定の趣旨

過疎化や少子高齢化の進行等、現代の社会状況の急激な変化に伴い、貴重な文化財が消滅の危機に直面する中、文化財継承の担い手を確保し、社会全体で支える体制づくりが求められています。

こうした課題に対応すべく、平成30年に改正された「文化財保護法」に基づき、県内文化財の総合的・計画的な保存・活用の促進や文化財保護行政の推進力の強化を図るため、「宮崎県文化財保存活用大綱」を策定しました。



五箇瀬川峡谷【高千穂峡谷】（高千穂町）



岬馬およびその繁殖地（串間市）



青島の隆起海床と奇形波蝕痕（宮崎市）



推葉村十浪川（推葉村）



第三ヶ瀬川橋梁（国分影町）



西都原古墳群（西都市）



高千穂の夜神楽（高千穂町）



下水流の白太鼓踊（西都市）

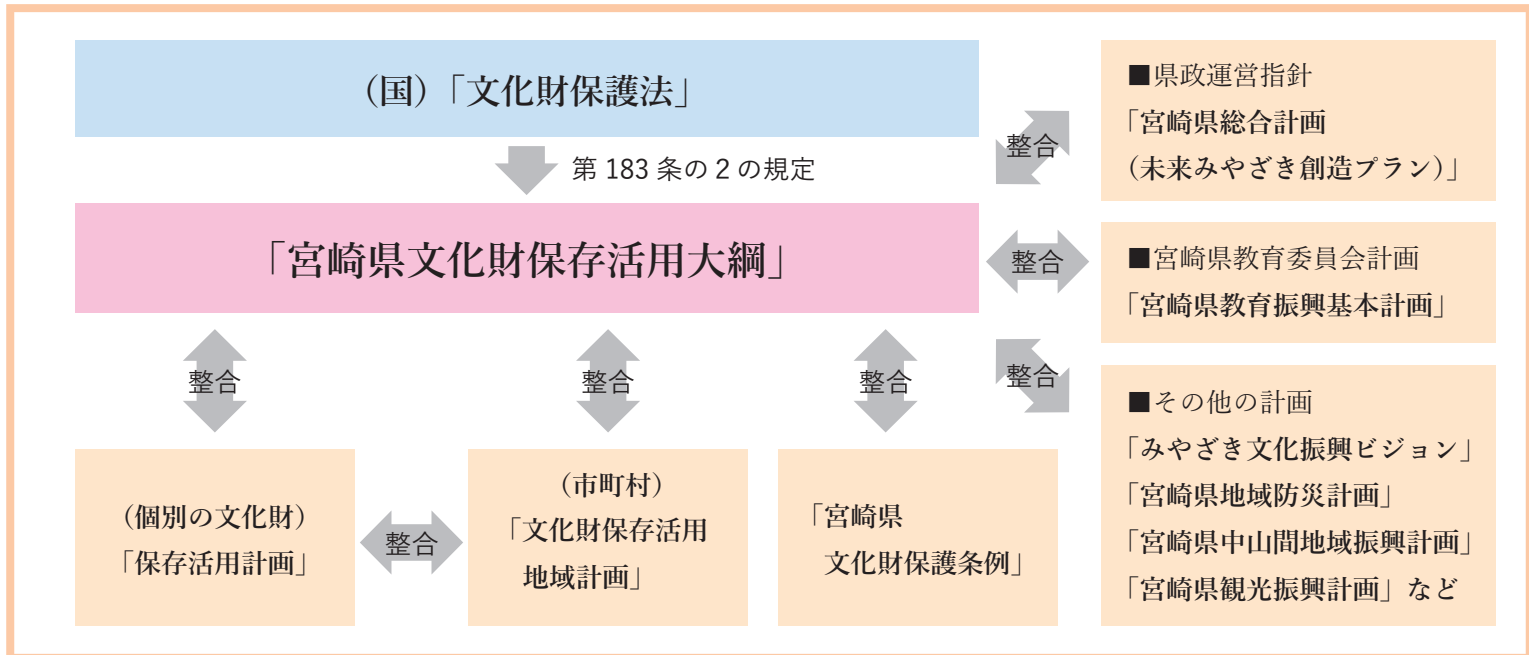


鉄肥城跡（日南市）



日本の
ひなた
宮崎県

大綱の位置付け



大綱の概要

1 文化財の保存・活用に関する現状と課題

①

文化財の保存と価値の共有化

文化財の価値付けや掘り起こしが十分とは言えない状況であるとともに、行政側の情報発信等が不十分で、地域住民が文化財の価値について十分に理解していない例が多い。

②

文化財の継承・維持管理

文化財の後継者や担い手不足により、継続的な維持管理や継承が困難になってきている例が多い。

③

文化財の活用

適切な文化財の活用がなされなかった場合、文化財本来の価値が失われ、確実に次世代へ継承されなくなる可能性がある。

④

専門職員と組織体制

文化財専門職員が配置されていない市町村がある。配置されている市町村においても、業務量に比して配置されている職員数が少ない場合が多い。

⑤

防災・災害発生時の対応

大規模災害が発生した場合、文化財の被災・被害状況が正確に把握できないと救出が遅れ、損傷の拡大や滅失の可能性がある。

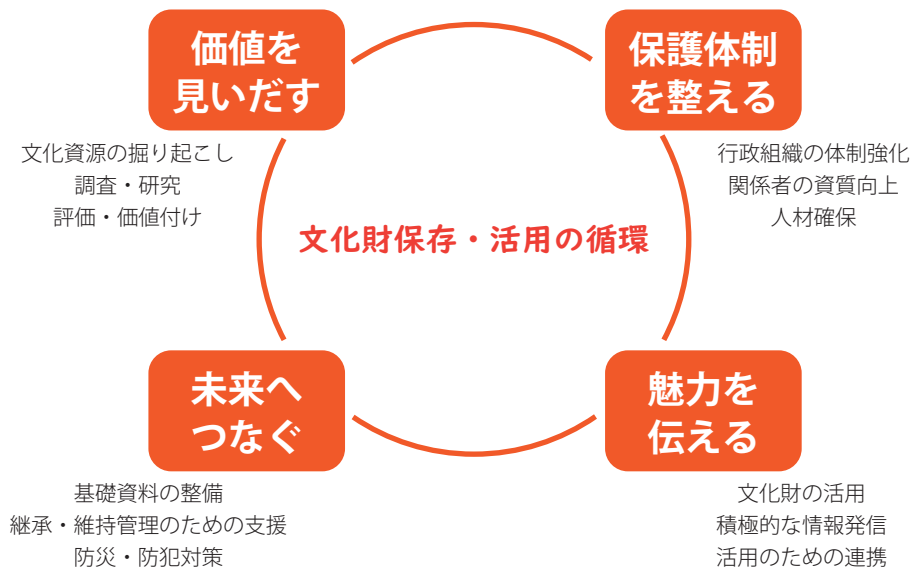


美々津重要伝統的建造物群保存地区 (日向市)

2 文化財の保存・活用に関する基本方針

基本理念

「宮崎の魅力ある文化財」を
みんなで支え、確実に未来へつなぐ
～県民一人一人が、文化財を理解し、その魅力を伝え、そして活かす～



新田原古墳群 (新富町)



ニホンカモシカ



仏像調査

3 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

①

文化財の保存と価値の共有化

- 文化財の調査を継続実施し、様々な資料の掘り起こしを行うとともに、文化財の評価を行い、文化財指定等を推進していく。
- 総合的・悉皆的な調査だけでなく、各文化財の特性に応じた調査も実施し、得られた情報を県だけでなく、市町村とも共有していく。

②

専門職員と組織体制

- 文化財の保存・活用が有効的・継続的に実施できるよう適正な配置に努め、市町村に対して文化財専門職員の適正な人員配置について指導・助言を行っていく。
- 文化財関連施設、場合によっては地域振興や観光などの部署と行政分野の垣根を越えて連携することによって、職員の資質向上を図っていく。

③

文化財の活用

- 文化財の内容や価値について、広報誌等の活用や講座の実施、博物館等での展示のほか、インターネット等も含めた様々な情報媒体を駆使した積極的な情報発信を行い、多くの人々が文化財の情報に触れる機会を増やしていく。
- 行政機関だけでなく、教育機関・文化財関係団体等・文化財ガイドなど文化財に関連する諸機関・諸団体と連携していく。

④

文化財の継承・維持管理

- 基礎資料として未指定文化財を含めた各分野の幅広い文化財情報をリスト化し、データベースとしてとりまとめる。
- 保存会などの関係機関と連携をとりながら、日頃より地域が抱える文化財に関する課題等を共有化し、解決策を探っていくとともに、民俗芸能等を披露する機会を創出することで、幅広く情報発信を行い、継承意欲の向上に繋げていく。

4 市町村への支援方針

①

市町村が行う保存・活用に関する支援

職員の資質向上を図るための研修会等を実施するとともに、文化財の調査及び修理・保存等のため、市町村に対しての情報提供、専門的な指導・助言等の支援を行う。

②

市町村の地域計画作成に関する支援

「文化財保存活用地域計画」を作成する市町村に対して、助言や情報提供による支援を行う。

5 防災・防犯対策及び災害発生時の対応

①

防災・防犯対策

- ・文化財所有者・管理者等に対し、日頃より防災意識の啓発を図るとともに、災害に備えた設備整備や防災・防犯計画の作成等について、指導・助言や技術的支援を行う。
- ・大規模災害により広範囲にわたる文化財が被災した場合、広域的組織による支援が必要であることから、平時より国や市町村、関係団体等と協議・調整を図り、災害時の連絡・協力体制を構築しておく。

②

文化財被害への対応

- ・災害発生時には、市町村と連携をとり、必要に応じて職員を派遣し、文化財及び関連施設等の具体的な被災状況を確認し、可能な限り情報を収集する。
- ・大規模災害発生時には、文化財所有者をはじめ、関係団体等や消防機関等と連携を図り、文化財レスキュー活動の掌握及び速やかな救援活動を進めていく。

6 文化財の保存・活用の推進体制

①

文化財専門職員の適正な配置

多種多様で広範囲にわたる文化財全分野を少人数でカバーする必要性に迫られている市町村も数多く存在する。文化財専門職員の適正な配置及び現体制の維持・継続に努めていく。

②

文化財保護指導委員の拡大

文化財の巡回を定期的実施し、所有者・関係者等に対して指導・助言等を行う役割の文化財保護指導委員の設置を、県だけでなく市町村対象に拡大することを推進していく。

③

関係部局・民間団体との連携

各自治体の関係部局と連携を強化するとともに、行政機関だけでなく、各地域で活動する関連の民間団体・NPO法人・学校との連携・協働を推進し、地域の文化財を守り育てる強固な地盤を形成していく。